



不当利得返還請求権／相続開始前の証券口座からの不明出金

相続人等が、相続開始前に被相続人の預貯金口座等から現金を引き出し、その用途が不明な場合があります。今回は、そのような不明出金は、不当利得返還請求権として相続財産を構成すると判断された判決をご紹介します。（令和5年2月16日東京地裁・棄却・確定・TAINSコード：Z888-2554）

<事案の概要>

この事案は、原告らが、母丙の相続に係る相続税の申告をしたところ、芝税務署長から、原告甲が相続開始前に丙の証券口座（本件口座）から現金を出金（本件各出金）したことによって同人が原告甲に対する不当利得返還請求権を取得し、これが相続財産に含まれるなどとして、相続税の更正処分及び重加算税等の賦課決定処分を受けたことから、原告らが、本件各出金のことは知らなかったとして、各処分の取消しを求めるものです。なお、丙は、アルツハイマー型認知症を発症した後、介護施設に入所していました。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、原告らの請求を棄却しました。

- ① 本件各出金は、平成25年12月25日から平成28年1月13日までの750日間に、ほぼ毎日のように行われ、いずれの日もATMの1日当たりの出金の限度額である200万円が出金されており、出金の態様が極めて特徴的であること、出金場所が特定の場所のATMに集中していること、本件口座から現金を引き出すために必要なカードは1枚しか発行されておらず、そのカードについて紛失等の登録がされたことがないことからすれば、本件各出金は同一人物が行ったものと推認される。
- ② 本件各出金のうち、1番目と3番目の日数を占める岐阜県所在のコンビニ店舗やM銀行岐阜支店をはじめとして、岐阜県内又は愛知県内に所在する店舗のATMからの出金は、いずれも、原告甲名義のETCカードの使用履歴からして、原告甲が東京都内から愛知県に移動した後、次に同県から東京都内へ戻るまでに行われており、コンビニ店舗は、丙が所有する住居から約2kmの場所に位置し、セブン銀行のATMが設置されている店舗の中では同住居に最も近い場所にある。これら全ての事象が各出金とは無関係に偶然起こるとは考え難いし、コンビニ店舗の店長及び店員が、原告甲と思われる人物が来店してATMを使用していたこと、同人物の来店は特定の期間に連続していたことなどを供述していることによれば、前記の各出金は、いずれも原告甲が行ったものと推認することができる。
- ③ 同一人物が行ったと認められる本件各出金の一部について原告甲が出金したものと推認するに足りる事実が複数存在し、丙や原告乙が本件各出金を行ったとは考え難いことからすれば、本件各出金はいずれも原告甲が行ったものと優に認めることができる。
- ④ 本件各出金は、1日当たり200万円、総額で14億3002万3000円を出金し、本件口座で保有されていた丙の資産を全て現金に換えて引き出すというものであるところ、丙が黙示的であれこのような出金をする権限を原告甲に付与していたとは通常考え難いし、本件各出金が行われた当時の丙の認知能力が相当低下していたことからすれば、丙が原告甲に対して上記の態様の出金に係る授權をしたものとは一層考え難い。
- ⑤ 更正処分において控除された介護付有料老人ホームの入居金等を除いて、原告甲が本件各出金に係る金員を丙のために費消した等の事情を認めるに足りる証拠もないから、いずれにしても相続の開始時点では、原告甲が同金員を自己のために所持し、又は費消したことが優に認められるものである。
- ⑥ 以上によれば、原告甲は、相続の開始までに、本件各出金に係る金員について、丙の占有を排除して自己のために所持し、又は費消していたのであり、法律上の原因なく利益を受け、そのために丙に損失を及ぼしたものと見えるから、丙は、民法703条（不当利得の返還義務）、704条（悪意の受益者の返還義務等）に基づき、原告甲に対する不当利得返還請求権を有するに至っていたと認められる。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判36頁）が必要な方は、送料実費とも2,500円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。